

豊橋市障害者のコミュニケーション手段の利用促進に関する条例

本市は、障害のある人もない人も、互いに尊重し、支え合う地域社会の実現を目指している。

障害の有無にかかわらず、市民誰もが当たり前に心を通わせ、理解し合える住みやすい社会をつくるため、十分な情報の取得やコミュニケーションを行うための手段が必要であるが、障害により、音声や文字をそのままでは受け取りにくい人たちもいる。

また、障害者は、生活の様々な場面において、十分な情報の取得やコミュニケーションを行うことの困難さを経験している。

加えて、かつては言語として認められていなかった手話は、障害者の権利に関する条約の採択や障害者基本法の改正により、言語として位置付けられた。しかし、手話が言語であるとの認識が広く共有されているとはいえず、手話を使用する環境が整えられていなかったことで、ろう者は多くの不便を強いられてきたことから、手話言語の普及のための取組を更に進めていかなければならない。

情報の取得やコミュニケーションを行うことは、日常生活又は社会生活の基礎として重要であることから、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の確保及び利用への環境の整備が不可欠であり、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進のための施策が必要である。

私たちは、このような認識を共有し、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進を図ることにより、全ての市民が互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら暮らすことができる地域社会を実現するため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進について、基本理念を定め、及び市の責務等を明らかにするとともに、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民、市民活動団体及び事業者が互いに人格及び個性を尊重し、支え合いながら暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第2号に規定する社会的障壁（第7号において「社会的障壁」という。）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 市民 市内に居住、通勤又は通学をしている者をいう。
- (3) 市民活動団体 ボランティア活動を行う団体、地域コミュニティを形成する団体その他の市民等で構成される営利を目的としない団体であって、主に市内において活動を行うものをいう。
- (4) 事業者 市内で事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。
- (5) 障害の特性に応じたコミュニケーション手段 手話、要約筆記、点字、触覚を使った意思疎通、筆談、代筆、音訳、代読、平易な表現、実物又は絵図の提示、身振り、重度障害者用意思伝達装置その他の障害者が情報の取得及びコミュニケーションを行う際に必要な手段として利用されるものをいう。
- (6) コミュニケーション支援者 手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者その他の障害者の意思疎通の支援等を行う者をいう。
- (7) 合理的配慮 社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮であって、可能な範囲で最大限提供されるべきものをいう。

（基本理念）

第3条 障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進は、市民、市民活動団体及び事業者が、障害の有無にかかわらず、相互に人格及び個性を尊重し合うことが重要であるとの認識の下に行わなければならない。

2 障害者が障害の特性に応じたコミュニケーション手段を選択して利用する機会の確保は、障害者が日常生活又は社会生活を送る上で必要不可欠であるという市民、市民活動団体及び事業者の理解の下に行われなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に関する施策を推進するものとする。

（市民及び市民活動団体の役割）

第5条 市民及び市民活動団体は、基本理念にのっとり、市が推進する障害の特性に

応じたコミュニケーション手段の利用促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、市が推進する障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に関する施策に協力するよう努めるとともに、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進のため、コミュニケーション支援者と連携して、障害者が利用しやすいサービスを提供し、障害者が働きやすい環境を整備する等の合理的配慮を提供するよう努めるものとする。

（連携及び協働）

第7条 市、市民、市民活動団体及び事業者は、第4条から前条までに規定する責務又は役割を踏まえ、相互に連携及び協働を図り、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に関する施策等を推進するよう努めるものとする。

2 市は、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進のため、国、県及び他の地方公共団体との連携及び協働に努めるものとする。

（施策の推進方針）

第8条 市は、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進のため、次に掲げる施策を推進するものとする。

- （1） コミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備
- （2） コミュニケーション手段に対する理解、普及及び啓発の促進
- （3） コミュニケーション手段による意思疎通の支援及び情報を得る機会の拡大
- （4） コミュニケーション手段を学ぶ機会の提供
- （5） コミュニケーション支援者の養成
- （6） 小学校、中学校等におけるコミュニケーション手段に対する理解の促進
- （7） 災害時におけるコミュニケーション手段の確保
- （8） 前各号に掲げるもののほか、必要があると認める施策

（意見の聴取）

第9条 市長は、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に関する施策の推進に関し必要があると認めるときは、障害者の団体その他の関係者の意見を聴くことができる。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。